

## 茨木市土木工事に係る受注限度額設定要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事の受注限度額について必要な事項を定めるものとする。

(対象業者)

第2 対象となる業者は、市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、第1又は第2希望業種が土木工事である市内業者（以下「対象業者」という。）とする。

(対象工事)

第3 対象となる工事は、茨木市及び茨木市水道部が発注する土木工事（以下「対象工事」という。）とする。

(受注限度額による制限)

第4 市長は、対象業者が同一年度内に、別表に定める受注限度額を超えて対象工事を受注したとき（事後審査型制限付一般競争入札において落札候補者となったときを含む。以下同じ。）は、その後同一年度内において、対象工事に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「一般競争入札等」)の入札参加資格を制限することができる。

ただし、同一年度内に対象工事が竣工(竣工検査が完了したときをいう。以下同じ。)したときは、次に受注限度額を額を超えて対象工事を受注するまで、一般競争入札等の入札参加資格の制限を受けないものとする。

2 前項の場合において、前年度以前に受注した対象工事が当該年度以後に竣工するときは、その竣工する日まで、受注限度額の算定に当たり当該対象工事の契約金額を含むものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第4関係）

格付	受注限度額（千円）
S A	700,000
A	350,000
B	150,000
C	100,000
D	60,000

備考 別表中「格付」とは市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている土木工事における格付をいう。